

関東・東北豪雨災害からの復旧・復興について

＜提案・要望先＞ 内閣府、中小企業庁、国土交通省

＜提案・要望の内容＞

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、広範囲の浸水、家屋の倒壊・流出、多数の孤立者の発生、地元経済への影響など、甚大な被害が発生しました。

今回の災害の特徴として、住家半壊の被害であっても、床や壁、家財道具等に浸水被害を受けたため、被災者の負担が大きいことがあります。現行の災害救助法及び被災者生活再建支援法では、支援の手が十分に届いていない状況にありますことから、今後、同様の災害が発生した場合にも適切な支援が行えるようにする必要があります。

また、商工業関係につきましては、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（いわゆるグループ補助金）の例を除き、融資制度による支援が原則となっていますが、今後、災害が発生した場合には、資力に乏しい中小商工業者の廃業が多数発生する可能性もあり、その結果として、地域の活力低下や賑わいの喪失、人口減少にもつながってしまうことが懸念されるなど、災害により被災した中小商工業者に対して、事業継続や事業再開後の販路の維持・拡大のために必要な支援が行えるようにする必要があります。

一方、治水対策につきましては、平成 27 年 12 月に国が「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定し、ハード・ソフト対策が一体となった治水対策を推進することとしており、そのリーディングプロジェクトとして、「鬼怒川緊急対策プロジェクト」が、大変注目されています。

以上のことから、下記の事項を実施するよう要望いたします。

記

1 被災者の生活再建支援について

（1）災害救助法の制度改正について

災害救助法に基づく住宅の応急修理について、半壊世帯の所得要件は撤廃されたものの、未だに修理を行う資力がないことが条件となっていることから、同じ被害を受けた被災者が等しく支援を受けられるよう、この条件を撤廃すること。

また、被災者に代わり自治体が応急修理を行う制度であるが、災害時の市町村の負担軽減や、被災者の利便性の向上が図られるよう、被災者が応急修理を発注し、支払いを行った場合でも、支援の対象とできるようにすること。

（2）被災者生活再建支援法の制度改正について

被災者生活再建支援法の適用にあたっては、市町村の区域にとらわれることなく、同一災害の被災者が等しく支援を受けられるよう適用基準を緩和すること。

また、支援金の支給にあたっては、近年における住宅建設費用等の増加を踏まえて限度額を引き上げるとともに、支援金の支給対象となる被災世帯を半壊世帯まで拡大すること。

これらの財源を確保するため、被災者生活再建支援基金への国庫補助の拡充を図ること。

2 被災中小商工業者に対する復興支援制度の充実について

今回の災害を踏まえ、自然災害により被災した中小商工業者が、事業を再開し、継続していくよう、事業用施設若しくは設備の復旧に要する経費や、事業再開後の販路の維持・拡大に要する経費に対する補助金の創設など、支援制度の充実を図ること。

3 鬼怒川緊急対策プロジェクトの推進について

（1）鬼怒川のハード対策の推進

再び関東・東北豪雨と同等の大雨が起こった場合にも災害の発生を防止するため、国が実施する鬼怒川の堤防整備や河道掘削等のハード対策を着実に実施すること。

併せて、鬼怒川本川と田川等の支川との合流部においても、支川管理者と連携・調整のうえ必要な対策を講ずること。

（2）住民の主体的な避難を促すソフト対策の推進

大規模な水害に対し、住民の逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組を流域の市町等と一緒に、住民目線のソフト対策を速やかに実施するための措置を講ずること。

（3）国、県、市町等との連携強化

効果的・効率的な治水対策を実施するため、国、県、市町等との連携強化を図ること。